

「男性の育児参画」普及啓発・情報発信等実施業務委託仕様書

1 目的

「男性の育児参画」の推進を目的とした「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環として、男性が積極的に子育てに参画している事例を募集・表彰し、その内容を広く発信する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を実施するとともに、育児のノウハウや利用できる制度をまとめた啓発冊子「PAPA LIFE in Mie」を改訂し、第1子が生まれる予定の方を主な対象として配布することで、男性の育児参画の推進につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和6年3月15日(金)まで

(2) 委託業務の主な内容

- ・ 第10回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえの実施に関して、事業実施のPR、啓発イベントの企画・運営、応募作品のとりまとめ、表彰事例の選考に関する事務、表彰式の企画・運営、事例集の制作等により、県民に向けて広く情報発信する。
- ・ 育児ノウハウや育休制度等をまとめた啓発冊子「PAPA LIFE in Mie」を改訂する。
(配布は県が実施する)

3 委託業務内容

(1) 第10回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえの実施

①募集PR等

(a) 募集チラシ・ポスター制作

男性の家事や育児などに関するエピソードや子どもとふれあう男性の写真等を募集する内容とし、下記のとおり作成すること。

【規格・数量】

(チラシ) A4版両面・カラー刷り、5,000部

(ポスター) A3版片面・カラー刷り、50部

それぞれの紙質はポスター・チラシに適したものとし、提案者による提案のうえ、県と協議により決定する。

【納品方法】

チラシは50部ずつ梱包のうえ納品することとし、詳細については県と別途協議のうえ決定すること。

【内容】

- ・ 子育て中の男性やその配偶者等の興味・関心を引き、子どもとの関わり方等について、気軽に応募しようと思えるデザインとする。
- ・ 県が契約後に提供する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集に関する基本的事項を記載事項のベースとし、写真やイラストを用いて、デザイン制作(キャッチコピー作成・レイアウト検討も含む)を行うこと。

【成果品】

- ・ 4. 契約条件に示す納入期限までに、印刷物のほか、デジタルデータ(PDF・AI及びJPEG形式のデータ)を、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

と。

(b) 広報PRと応募のとりまとめ

- ・ (a) で作成したチラシ・ポスターのほか、WEB、SNS、インターネット広告、イベント等を活用するなど、県が直接行う広報以外の方法により、子育て中の世帯やこれから父親・母親になる人等、広く県民に対して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこと。募集期間は7月～9月を予定する。
- ・ 県が提供する本事業専用のSNS (Instagram) アカウントを使用し、SNSを活用した周知を図るほか、WEB上の応募フォーマットを作成するなど、より応募しやすいしくみを作ること。
- ・ 本事業への応募目標件数は、写真・動画・エピソードなどを含めて1,600件以上とし、目標達成のため、県と連携して広報に努めること。

②男性の育児参画にかかる啓発イベントの実施

第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえの募集期間内(7月～9月を予定)において、親子(特に父子)を対象として体験型の男性の育児参画の普及啓発イベントを企画・実施することで、本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこととする。

なお、イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じるとともに、感染状況を踏まえた企画とすること。

【日時】応募期間内で実施することとし、県と協議のうえ決定すること。

【規模】50名程度

【会場】契約後に県が指定することとし、会場費は委託料に含まない。

【内容】親子(特に父子)を対象とした、男性の育児参画の啓発につながる体験型イベントとするとともに、「第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」への応募呼びかけを実施すること。

③表彰にかかる審査

応募作品のとりまとめを行うとともに、表彰作品決定のための審査委員会を開催し、表彰の選考を行う。また、受賞者決定後の受賞者との連絡調整を行うこと。

審査基準、審査委員会の日程、審査委員の選定については、県と協議のうえ決定することとし、審査委員の旅費は委託料に含む。

【審査委員について】

審査員は県内在住の方5人を県において選定し、旅費は委託料に含むこととする。

【会場について】

契約後に県が指定することとし、会場費は委託料に含まない。

【副賞について】

受賞作品には、1名あたり4,000円以上の副賞を16名分以上準備し受賞者へ贈呈することとし、副賞の費用・送料は委託料に含むこととする。

その他、県が別途提供する副賞を含めて、県と協議のうえ、贈呈の詳細を決定すること。

④表彰式の企画・運営

受賞作品を表彰するとともに、受賞事例を通して広く県民に男性の育児参画について理解を深めてもらう機会となるよう、表彰式の企画・運営を行う。

なお、表彰式の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じるとともに、感染状況を踏まえた企画とすること。

【日時】受賞作品の決定後実施予定（12月予定）とし、詳細は契約後に協議のうえ決定することとする。

【規模】50名程度

【会場】契約後に県が指定することとし、会場費は委託料に含まない。

【内容】表彰式の実施とあわせて、男性の育児参画の重要性の理解を深めるための講演や親子（特に父子）参加型イベントを実施することで、広く男性の育児参画の理解につながるような内容を企画し、県と協議のうえ実施すること。

⑤受賞事例集の作成

【仕様】A5版、8頁以上、カラー刷り、800部

紙質は事例集として適したものとし、提案者による提案のうえ、県と協議により決定する。

【内容】第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ受賞事例の紹介（取組内容・氏名・写真等）を基本事項とし、育児コラムを掲載するなど、手に取った方の育児への理解が深まるような内容を提案することとし、詳細については受賞作品及び応募内容全体を踏まえて県と適宜協議のうえ決定すること。

【留意点】受賞事例集の作成にあたっては、応募内容を基本とし、その他事例紹介に必要な事項を応募者へ追加で聞き取りを行うことにより、受託者が文案を作成するとともに、事例集全体のデザイン制作を行うこと。

【成果品】4. 契約条件に示す納入期限までに下記を成果品として納入とする。

・事例集 800部

・デジタルデータとして、事例集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータに加え、制作したイラストやロゴマークのうち、県が指定するものについては、別途県が指定する形式(JPEGなど)により、USBメモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

⑥ 受賞事例を用いた男性の育児参画にかかる情報発信

本事業の受賞事例やイベントの実施情報等について、WEB・SNSなどにおいて情報発信するほか、上記⑤で制作した事例集の配布などにより、子育て中の世帯やこれから親になる方、企業等に対し、男性の育児参画を推進するため、広く周知啓発を実施すること。

また、県が実施する受賞作品を展示する写真展で使用する受賞写真等について、下記成果品に指定するものを別途契約後に県が指定する日までに納品すること。

【成果品】

①受賞作品を展示用に現像（写真紙等に印刷も可とする）したもの

A3サイズ：3セット、A4サイズ：3セット 合計6セット

- ②写真展で使用する案内ポップ・受賞者氏名ポップ及びそれぞれの電子データ
A3サイズ用3セット、A4サイズ用3セット 合計6セット

(2) 男性の育児応援ハンドブック「PAPA LIFE in Mie」の改訂

男性の育児参画を応援するため、これから第1子が生まれる予定の男性を主な対象者として、男性の育児参画の重要性や育児に役立つノウハウ、育休制度などをまとめた啓発用冊子「PAPA LIFE in Mie」を改訂すること。

なお、改訂にあたっては、詳細の内容は県と協議のうえ決定すること。

また、印刷仕様については、下記【印刷仕様】によることとする。

【成果品】

- ・ A5版24P 表紙110kg・中面90kg以上 4色フルカラー 6,000部
- ・ デジタルデータとして、「AIデータ」、「PDFデータ」及び「デジタルブック (flipperUで作成)」をUSBメモリ等の外部記録媒体にて納品すること。
- ・ 納入期限は4. 契約条件に示すこととする。

【印刷仕様】

- ・ 校正は、文字校正2回程度、色校正1回程度とする。
- ・ 50部ずつ帯封し、段ボール箱で梱包し納品すること。
- ・ 本事業における印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和5年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

(参考)

「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

グリーン購入法. Net

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

4 契約条件

- (1) 委託業務名 「男性の育児参画」普及啓発・情報発信等実施業務
- (2) 委託期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (3) 成果品
 - ①第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ募集チラシ:5,000部
 - ②第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ募集ポスター:50部
 - ③第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ受賞事例集:800部
 - ④第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ写真展用印刷物
 - ⑤男性の育児応援ハンドブック「PAPA LIFE in Mie」:6,000部
 - ⑥成果品①~⑤のデジタルデータ

- (保存形式は上記3「委託業務内容」で指定したものとする。)
- (4) 校正 (3)の各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限などの作業日程を県と協議のうえ決定する。
- (5) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他
- (6) 納入期限 ①および② 令和5年6月16日(金)
③表彰式で配布するため、別途表彰式の日程とあわせて県と協議のうえ決定することとする。
④表彰式後に展示するため、別途県と協議のうえ決定することとする。
⑤令和5年11月27日(月)
⑥各冊子等の納入期限と同一日とする。
- (7) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止

措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合には、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：糟谷

Tel : 059-224-2057 FAX : 059-224-2270 E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp